

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）									新条文（平成29年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編章節条項以下	改定理由		
1	1	1	30	6	2		1	1	1	30	6	2			受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	法令等の改正	
1	1	1	30	6	3		1	1	1	30	6	3			表1-1-1 機 種 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 備考 ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	表1-1-1 機 種 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 備考 ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	最新の運用を反映
1	1	1	30	6	4		1	1	1	30	6	4			表1-1-2 機 種 トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの 備考 ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	表1-1-2 機 種 トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ 備考 ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	最新の運用を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	法令等の改正 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由
								1	1	1	30	9	2	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠
								1	1	1	30	9	3	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠
1	1	1	31	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	1	1	31	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	語句の統一
1	1	1	31	2	1	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	1	1	1	31	2	1	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	語句の統一
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	法令等の改正
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	誤字の修正 法令等の改正
1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）	誤字の修正
1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）	法令等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）	1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	15	(14)	道路法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	15	(14)	道路法（平成28年3月改正 法律第19号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	16	(16)	道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	16	(16)	道路運送法（平成28年12月改正 法律第106号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法（平成28年11月改正 法律第86号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	21	(20)	河川法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	21	(20)	河川法（平成27年5月改正 法律第22号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法（平成26年6月改正 法律第91号）	1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法（平成28年5月改正 法律第45号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	24	(23)	港則法（平成21年7月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	24	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	27	(26)	航空法（平成26年6月改正 法律第70号）	1	1	1	34	1	27	(26)	航空法（平成28年5月改正 法律第51号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	30	(29)	森林法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	30	(29)	森林法（平成28年5月改正 法律第47号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）	1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	42	(41)	消防法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	42	(41)	消防法（平成27年9月改正 法律第66号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）	1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法（平成28年6月改正 法律第72号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法（平成21年7月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号）	1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	58	(58)	河川法施行法（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	34	1	58	(58)	河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号）	誤字の修正
1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法（平成28年5月改正 法律第51号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	62	(61)	空港法（平成26年6月改正 法律第76号）	1	1	1	34	1	62	(61)	空港法（平成25年11月改正 法律第76号）	誤字の修正
1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）	1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	法令等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）	1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法（平成26年6月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法（平成28年5月改正 法律第47号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法（平成26年6月改正 法律第91号）	1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法（平成28年11月改正 法律第89号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法（平成28年5月改正 法律第51号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	73	(72)	電波法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	73	(72)	電波法（平成27年5月改正 法律第26号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正 法律第17号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	法令等の改正
1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）	1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月法律第50号）	法令等の改正
1	1	1	34	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	34	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、 契約 図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	表現の適正化
1	1	1	35	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に 当 たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	35	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に あたり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	語句の統一
1	1	1	35	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に 当 たらなければならない。	1	1	1	35	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に あたり なければならない。	語句の統一
1	1	1	35	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に 当 たっては誠意をもって対応しなければならない。	1	1	1	35	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に あたり っては誠意をもって対応しなければならない。	語句の統一
1	1	1	36	2	1	2. 休日 又 は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	1	1	1	36	2	1	2. 休日 また は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	語句の統一
1	1	1	37	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に 当 たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に あたり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	語句の統一
1	1	1	39	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	法令等の改正
								1	2	2	0	0	13		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	適用すべき諸基準の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

[illegible]

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	2	4	3	9	1	9. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	1	2	4	3	9	1	9. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に 締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	道路土工－盛土工指針に準拠
1	2	4	4	7	1	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4	4	7	1	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に 締固めなければならない。	道路土工－盛土工指針に準拠
								1	3	2	0	1	8		機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）	適用すべき諸基準の追加
1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見 当 たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見 あ たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	語句の統一
1	3	5	4	2	6		その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間 当 たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間 当 たりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	6		その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間 あ たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間 あ たりの計量分を適切に定めなければならない。	語句の統一
1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ ー 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ ー 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ ー 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ ー 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	誤字の修正
1	3	6	4	5	1	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベ ア 、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	1	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベ ヤ 、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	誤字の修正
1	3	6	4	17	1	17. 壁 又 は柱の連続打設時の注意	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	1	3	6	4	17	1	17. 壁 また は柱の連続打設時の注意	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	語句の統一
1	3	6	7	1	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、 契約 図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約 図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	表現の適正化

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
1	3	6	7	5	1	5. 床と一体になった柱又は壁の打継目	受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。	1	3	6	7	5	1	5. 床と一体になった柱または壁の打継目	受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。	語句の統一
1	3	6	9	1	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	語句の統一
1	3	7	1	2	1	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	1	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	語句の統一
1	3	7	4	2	1	2. 配筋・組立	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2	1	2. 配筋・組立	受注者は、 契約 図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて 契約 図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	表現の適正化
1	3	14	3	6	3	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。 なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	6	3	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。 なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	語句の統一
2	1	2	0	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	2	1	2	0	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で 品質規格証明書等 の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	表現の適正化
2	1	2	0	4	1	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	2	1	2	0	4	1	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において 監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを 指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	表現の適正化

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																																																																																																																							
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	新条文	改定理由																																																																																																																																														
2	1	2	0	6	2		表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 <table><tr><th colspan="2">区分／細別</th><th>品目</th><th>対応JIS規格 (参考)</th></tr><tr><td rowspan="4">Ⅰ</td><td rowspan="4">セメント</td><td>ポルトランドセメント</td><td>JIS R 5210</td></tr><tr><td>高炉セメント</td><td>JIS R 5211</td></tr><tr><td>シリカセメント</td><td>JIS R 5212</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント</td><td>JIS R 5213</td></tr><tr><td rowspan="26">Ⅱ</td><td rowspan="5">鋼材</td><td rowspan="5">1 構造用圧延鋼材</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>溶接構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3108</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>JIS G 3112</td></tr><tr><td>溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</td><td>JIS G 3114</td></tr><tr><td>2 軽量形鋼</td><td>一般構造用軽量形鋼</td><td>JIS G 3350</td></tr><tr><td rowspan="4">3 鋼管</td><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3444</td></tr><tr><td>配管用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3452</td></tr><tr><td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3457</td></tr><tr><td>一般構造用角形鋼管</td><td>JIS G 3466</td></tr><tr><td>4 鉄線</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>5 ワイヤロープ</td><td>ワイヤロープ</td><td>JIS G 3525</td></tr><tr><td rowspan="4">6 プレストレスト コンクリート 用鋼材</td><td>P C鋼線及びP C綱より線</td><td>JIS G 3536</td></tr><tr><td>P C鋼棒</td><td>JIS G 3109</td></tr><tr><td>ピアノ線材</td><td>JIS G 3502</td></tr><tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr><tr><td rowspan="3">7 鉄鋼</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr><tr><td rowspan="4">8 鋼製ぐい 及び鋼矢板</td><td>鋼管ぐい</td><td>JIS A 5525</td></tr><tr><td>H型鋼ぐい</td><td>JIS A 5526</td></tr><tr><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>JIS A 5528</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>JIS A 5530</td></tr><tr><td>9 鋼製支保工</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr></table>	区分／細別		品目	対応JIS規格 (参考)	Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3108	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C綱より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H型鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	2	1	2	0	6	2		表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 <table><tr><th colspan="2">区分／細別</th><th>品目</th><th>対応JIS規格 (参考)</th></tr><tr><td rowspan="4">Ⅰ</td><td rowspan="4">セメント</td><td>ポルトランドセメント</td><td>JIS R 5210</td></tr><tr><td>高炉セメント</td><td>JIS R 5211</td></tr><tr><td>シリカセメント</td><td>JIS R 5212</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント</td><td>JIS R 5213</td></tr><tr><td rowspan="26">Ⅱ</td><td rowspan="5">鋼材</td><td rowspan="5">1 構造用圧延鋼材</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>溶接構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3108</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>JIS G 3112</td></tr><tr><td>溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</td><td>JIS G 3114</td></tr><tr><td>2 軽量形鋼</td><td>一般構造用軽量形鋼</td><td>JIS G 3350</td></tr><tr><td rowspan="4">3 鋼管</td><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3444</td></tr><tr><td>配管用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3452</td></tr><tr><td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3457</td></tr><tr><td>一般構造用角形鋼管</td><td>JIS G 3466</td></tr><tr><td>4 鉄線</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>5 ワイヤロープ</td><td>ワイヤロープ</td><td>JIS G 3525</td></tr><tr><td rowspan="4">6 プレストレスト コンクリート 用鋼材</td><td>P C鋼線及びP C綱より線</td><td>JIS G 3536</td></tr><tr><td>P C鋼棒</td><td>JIS G 3109</td></tr><tr><td>ピアノ線材</td><td>JIS G 3502</td></tr><tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr><tr><td rowspan="3">7 鉄鋼</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr><tr><td rowspan="4">8 鋼製ぐい 及び鋼矢板</td><td>鋼管ぐい</td><td>JIS A 5525</td></tr><tr><td>H形鋼ぐい</td><td>JIS A 5526</td></tr><tr><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>JIS A 5528</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>JIS A 5530</td></tr><tr><td>9 鋼製支保工</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr></table>	区分／細別		品目	対応JIS規格 (参考)	Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3108	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C綱より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H形鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	道路橋示方書・同解説に準拠
区分／細別		品目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																											
Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																											
		高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																											
		シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																											
		フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																											
Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																										
			溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3108																																																																																																																																																										
			鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																										
			溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																										
			2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																									
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																											
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																											
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																											
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																											
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																											
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																											
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C綱より線	JIS G 3536																																																																																																																																																											
		P C鋼棒	JIS G 3109																																																																																																																																																											
		ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																											
		硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																											
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																											
		溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																											
		ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																											
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																																																																																																											
		H型鋼ぐい	JIS A 5526																																																																																																																																																											
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																																																																																																											
		鋼管矢板	JIS A 5530																																																																																																																																																											
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																											
	区分／細別		品目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																										
	Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																										
			高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																										
シリカセメント			JIS R 5212																																																																																																																																																											
フライアッシュセメント			JIS R 5213																																																																																																																																																											
Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																										
			溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3108																																																																																																																																																										
			鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																										
			溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																										
			2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																									
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																											
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																											
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																											
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																											
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																											
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																											
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C綱より線	JIS G 3536																																																																																																																																																											
		P C鋼棒	JIS G 3109																																																																																																																																																											
		ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																											
		硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																											
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																											
		溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																											
		ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																											
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																																																																																																											
		H形鋼ぐい	JIS A 5526																																																																																																																																																											
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																																																																																																											
		鋼管矢板	JIS A 5530																																																																																																																																																											
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																											
	2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種 当 たりの総使用量が10m3未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種 あ たりの総使用量が10m3未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	語句の統一																																																																																																																																													
	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ 平成26年7月改正 政令第269号 ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ 平成28年11月改正 政令第343号 ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	法令等の改正																																																																																																																																													
	2	2	10	1	1	1	1. 一般事項	注入目的地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび われ が入らないものとする。	2	2	10	1	1	1	1. 一般事項	注入目的地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび 割れ が入らないものとする。	道路土工一擁壁工指針に準拠																																																																																																																																													
2	2	12	1	0	22		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび われ 、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0	22		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび 割れ 、剥れが生じないものとする。	道路土工一擁壁工指針に準拠																																																																																																																																														
3	1	1	2	1	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を 監督職員を通じて 発注者に提出しなければならない。	3	1	1	2	1	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。	総価契約単価合意方式により、主に発注担当課と受注者間で資料がやり取りされる実態を反映																																																																																																																																														
3	1	1	2	6	1	6. 電子データの入力	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、 監督職員 が貸与する電子データに必要な事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、 監督職員 が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（受注者用）」に基づき行うものとする。	3	1	1	2	6	1	6. 電子データの入力	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、 発注者 が貸与する電子データに必要な事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、 発注者 が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（受注者用）」に基づき行うものとする。	総価契約単価合意方式により、主に発注担当課と受注者間で資料がやり取りされる実態を反映																																																																																																																																														
3	1	1	4	0	2		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先 および 工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。	3	1	1	4	0	2		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先 及 び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。	語句の統一																																																																																																																																														

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由		
3	1	1	6	7	2		3	1	1	6	7	2			プラスチック製等が使用されている実態を反映		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）															
編	章	節	条	項	項以下	編 章 節 条 項 以下	現行条文						新条文				改定理由					
3	1	1	9	5	2	3	1	1	9	5	2	表3-1-2 道路工事完成図等作成の対象工事						最新の運用を反映				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																																																								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																																																																
3	2	2	0	0	44		3	2	2	0	0	45		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月）	誤字の修正																																																																																
3	2	3	2	6	7	ただし、x、yはJIS Z 8701（色の表示方法－XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系）の色度座標である。	3	2	3	2	6	7		ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第三部：CIE三刺激値）の色度座標である。	JISの改定																																																																																
3	2	3	2	6	9	表3-2-1 反射体 (単位：cd／10.76 lx) <table><tr><th rowspan="2">反射体の色 観測角</th><th colspan="3">白 色</th><th colspan="3">橙 色</th></tr><tr><th>入射角 0°</th><th>10°</th><th>20°</th><th>0°</th><th>10°</th><th>20°</th></tr><tr><td>0.2°</td><td>95</td><td>28</td><td>21</td><td>22</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>0.5°</td><td>17</td><td>4</td><td>10</td><td>11</td><td>9</td><td>6</td></tr><tr><td>1.5°</td><td>0.55</td><td>0.44</td><td>0.33</td><td>0.34</td><td>0.28</td><td>0.20</td></tr></table> 〔注〕上表は、反射有効径70mmの場合の値である。	反射体の色 観測角	白 色			橙 色			入射角 0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	95	28	21	22	18	19	0.5°	17	4	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	3	2	3	2	6	9		表3-2-1 反射体 (単位：cd／10.76 lx) <table><tr><th rowspan="2">反射体の色 観測角</th><th colspan="3">白 色</th><th colspan="3">橙 色</th></tr><tr><th>入射角 0°</th><th>10°</th><th>20°</th><th>0°</th><th>10°</th><th>20°</th></tr><tr><td>0.2°</td><td>95</td><td>28</td><td>21</td><td>22</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>0.5°</td><td>17</td><td>14</td><td>10</td><td>11</td><td>9</td><td>6</td></tr><tr><td>1.5°</td><td>0.55</td><td>0.44</td><td>0.33</td><td>0.34</td><td>0.28</td><td>0.20</td></tr></table> 〔注〕上表は、反射有効径70mmの場合の値である。	反射体の色 観測角	白 色			橙 色			入射角 0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	95	28	21	22	18	19	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	誤字の修正												
反射体の色 観測角	白 色			橙 色																																																																																											
	入射角 0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																									
0.2°	95	28	21	22	18	19																																																																																									
0.5°	17	4	10	11	9	6																																																																																									
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																									
反射体の色 観測角	白 色			橙 色																																																																																											
	入射角 0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																									
0.2°	95	28	21	22	18	19																																																																																									
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																																									
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																									
3	2	3	2	6	14	表3-2-2 支柱の諸元 <table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="2">設置条件</th><th rowspan="3">長さ(mm)</th><th colspan="3">材 質</th></tr><tr><th rowspan="2">反射体の設置高さ(cm)</th><th rowspan="2">基礎の種類</th><th>鋼</th><th>アルミニウム合金</th><th>合成樹脂</th></tr><tr><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th></tr><tr><td rowspan="2">一般道</td><td rowspan="2">90</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,150</td><td>34×2.3</td><td>45×3</td><td>60×4.5</td></tr><tr><td>土中埋込基礎</td><td>1,450</td><td>以上</td><td>以上</td><td>(89)以上</td></tr><tr><td rowspan="2">自動車専用道</td><td>90</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,175</td><td>34×1.6</td><td>34×2</td><td>60×3.5</td></tr><tr><td>120</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,525</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td></tr></table>	設置場所	設置条件		長さ(mm)	材 質			反射体の設置高さ(cm)	基礎の種類	鋼	アルミニウム合金	合成樹脂	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3	45×3	60×4.5	土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上	自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6	34×2	60×3.5	120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上	3	2	3	2	6	14		表3-2-2 支柱の諸元 <table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="2">設置条件</th><th rowspan="3">長さ(mm)</th><th colspan="3">材 質</th></tr><tr><th rowspan="2">反射体の設置高さ(cm)</th><th rowspan="2">基礎の種類</th><th>鋼</th><th>アルミニウム合金</th><th>合成樹脂</th></tr><tr><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th><th>外径×厚さ (mm)×(mm)</th></tr><tr><td rowspan="2">一般道</td><td rowspan="2">90</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,150</td><td>34×2.3</td><td>45×3</td><td>60×4.5</td></tr><tr><td>土中埋込基礎</td><td>1,450</td><td>以上</td><td>以上</td><td>(89)以上</td></tr><tr><td rowspan="2">自動車専用道</td><td>90</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,175</td><td>34×1.6</td><td>34×2</td><td>60×3.5</td></tr><tr><td>120</td><td>コンクリート基礎</td><td>1,525</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td></tr></table>	設置場所	設置条件		長さ(mm)	材 質			反射体の設置高さ(cm)	基礎の種類	鋼	アルミニウム合金	合成樹脂	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3	45×3	60×4.5	土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上	自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6	34×2	60×3.5	120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上	誤字の修正
設置場所	設置条件		長さ(mm)	材 質																																																																																											
	反射体の設置高さ(cm)	基礎の種類		鋼	アルミニウム合金	合成樹脂																																																																																									
				外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)																																																																																									
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3	45×3	60×4.5																																																																																									
		土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上																																																																																									
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6	34×2	60×3.5																																																																																									
	120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上																																																																																									
設置場所	設置条件		長さ(mm)	材 質																																																																																											
	反射体の設置高さ(cm)	基礎の種類		鋼	アルミニウム合金	合成樹脂																																																																																									
				外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)																																																																																									
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3	45×3	60×4.5																																																																																									
		土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上																																																																																									
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6	34×2	60×3.5																																																																																									
	120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上																																																																																									
3	2	3	2	6	19	3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	19	3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装 ^厚 で仕上げ塗装しなければならない。	表現の適正化																																																																																	
3	2	3	5	1	1	1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	3	2	3	5	1	1	1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を ^{契約} 図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	表現の適正化																																																																																	
3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サ ^ウ ンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	誤字の修正																																																																																	
3	2	3	8	6	1	6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。	3	2	3	8	6	1	6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A ^種 は20kN/ ^本 、B種及びC種は9.8kN/ ^本 ）を与えなければならない。	防護柵の設置基準・同解説に準拠																																																																																	
3	2	3	13	4	19	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも ⁵ 日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	2	3	13	4	19	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも ³ 日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	コンクリート標準示方書（施工編）2012年制定に準拠																																																																																	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																																																																	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由																																																																																									
3	2	3	14	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は 「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の適正化																																																																																										
3	2	3	14	2	3	<table><tr><th colspan="6">表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</th></tr><tr><th colspan="2">品質項目</th><th>単 位</th><th>品質規格</th><th>試験温度</th><th>養生条件</th></tr><tr><td rowspan="4">未硬化の接着剤</td><td>外 観</td><td>－</td><td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td><td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td><td rowspan="4">－</td></tr><tr><td>粘 度</td><td>MPa・s</td><td>1×10⁴～1×10⁶</td></tr><tr><td>可 使 時 間</td><td>時間</td><td>2以上</td></tr><tr><td>だれ最小厚さ</td><td>mm</td><td>0.3以上</td></tr><tr><td rowspan="5">硬化した接着剤</td><td>比 重</td><td>－</td><td>1.1～1.7</td><td rowspan="5">23±2℃</td><td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N／mm²</td><td>12.5以上</td></tr><tr><td>圧縮強さ</td><td>N／mm²</td><td>50.0以上</td></tr><tr><td>引張せん断接着強さ</td><td>N／mm²</td><td>12.5以上</td></tr><tr><td>接着強さ</td><td>N／mm²</td><td>6.0以上</td></tr></table>	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準						品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	－	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	－	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁶	可 使 時 間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	比 重	－	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N／mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N／mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N／mm ²	12.5以上	接着強さ	N／mm ²	6.0以上	3	2	3	14	2	3	<table><tr><th colspan="6">表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</th></tr><tr><th colspan="2">品質項目</th><th>単 位</th><th>品質規格</th><th>試験温度</th><th>養生条件</th></tr><tr><td rowspan="4">未硬化の接着剤</td><td>外 観</td><td>－</td><td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td><td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td><td rowspan="4">－</td></tr><tr><td>粘 度</td><td>MPa・s</td><td>1×10⁴～10×10⁴</td></tr><tr><td>可 使 時 間</td><td>時間</td><td>2以上</td></tr><tr><td>だれ最小厚さ</td><td>mm</td><td>0.3以上</td></tr><tr><td rowspan="5">硬化した接着剤</td><td>密 度</td><td>g／cm³</td><td>1.1～1.7</td><td rowspan="5">23±2℃</td><td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N／mm²</td><td>12.5以上</td></tr><tr><td>圧縮強さ</td><td>N／mm²</td><td>50.0以上</td></tr><tr><td>引張せん断接着強さ</td><td>N／mm²</td><td>12.5以上</td></tr><tr><td>接着強さ</td><td>N／mm²</td><td>6.0以上</td></tr></table>	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準						品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	－	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	－	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	可 使 時 間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	密 度	g／cm ³	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N／mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N／mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N／mm ²	12.5以上	接着強さ	N／mm ²	6.0以上	土木学会規格（JSCE-H 101-2013）に準拠
表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																																																																																																								
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																																			
未硬化の接着剤	外 観	－	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	－																																																																																																			
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁶																																																																																																					
	可 使 時 間	時間	2以上																																																																																																					
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																																					
硬化した接着剤	比 重	－	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																																			
	引張強さ	N／mm ²	12.5以上																																																																																																					
	圧縮強さ	N／mm ²	50.0以上																																																																																																					
	引張せん断接着強さ	N／mm ²	12.5以上																																																																																																					
	接着強さ	N／mm ²	6.0以上																																																																																																					
表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																																																																																																								
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																																			
未硬化の接着剤	外 観	－	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	－																																																																																																			
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴																																																																																																					
	可 使 時 間	時間	2以上																																																																																																					
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																																					
硬化した接着剤	密 度	g／cm ³	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																																			
	引張強さ	N／mm ²	12.5以上																																																																																																					
	圧縮強さ	N／mm ²	50.0以上																																																																																																					
	引張せん断接着強さ	N／mm ²	12.5以上																																																																																																					
	接着強さ	N／mm ²	6.0以上																																																																																																					
3	2	3	23	3	7	② ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	3	2	3	23	3	7	② ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	誤字の修正																																																																																										
3	2	3	23	3	9	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	3	2	3	23	3	9	(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																																																										
3	2	3	23	7	6	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	3	2	3	23	7	6	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	誤字の修正																																																																																										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由		
3	2	3	25	1	2		3	2	3	25	1	2			道路橋示方書・同解説に準拠		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）

編

章

節

条

項

以下

編

章

節

条

項

以下

項以下

編章節条
(項目見出し)

現行条文

3

2

3

31

9

2

表3-2-10 塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジンクリッチペイント	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用） 無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	5以下、20以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用） コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上

注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。
（1） 降雨等で表面が濡れているとき。
（2） 風が強いとき及び塵埃が多いとき。
（3） 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
（4） 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
（5） その他監督職員が不適当と認めたとき。

3

2

3

31

9

2

表3-2-10 塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジンクリッチペイント	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用） 無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	5以下、20以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用） コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上

（1） 降雨等で表面が濡れているとき。
（2） 風が強いとき及び塵埃が多いとき。
（3） 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。
（4） 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
（5） その他監督職員が不適当と認めたとき。

鋼道路橋防食便覧に準拠

3

2

3

31

16

3

(3)

受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。

3

2

3

31

16

3

(3)

受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。

語句の統一

3

2

3

31

16

7

①

塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上とするものとする。

3

2

3

31

16

7

①

塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。

鋼道路橋防食便覧に準拠

3

2

3

31

16

8

②

塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上とするものとする。

3

2

3

31

16

8

②

塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。

鋼道路橋防食便覧に準拠

3

2

3

31

16

9

③

塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。

3

2

3

31

16

9

③

塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。

鋼道路橋防食便覧に準拠

3

2

3

31

16

10

④

平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。

3

2

3

31

16

10

④

平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。

鋼道路橋防食便覧に準拠

3

2

3

31

16

11

(7)

受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。
また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督職員に受けなければならない。

3

2

3

31

16

11

(7)

受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。
また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表現の適正化

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																																																																																	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由																																																																																																								
3	2	3	32	1	1	1. 一般事項	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技术基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。	3	2	3	32	1	1	1. 一般事項	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技术基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、 契約 図面及び以下による。	表現の適正化																																																																																																								
3	2	3	32	3	2		<table><tr><th colspan="5">表3-2-11 要求性能の確認方法</th></tr><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th><th>試験方法</th><th>確認方法 試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td rowspan="6">鉄材に要求される性能</td><td rowspan="2">母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr><tr><td>強度</td><td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td><td>—</td><td>引張強さ 290N/mm²以上</td></tr><tr><td rowspan="2">耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td><td>塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間</td><td rowspan="2">メッキ残存量 30g/m²以上</td></tr><tr><td>鉄材摩耗試験</td><td>回転数 20,000回転</td></tr><tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="4">鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと</td></tr><tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td><td colspan="4">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td></tr><tr><td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td><td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td><td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td><td>—</td><td>摩擦係数 0.90以上</td></tr><tr><td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験</td><td>[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転</td><td>摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)</td></tr></table> 【注1】表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-13）を行うものとする。 【注2】メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 鉄材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	表3-2-11 要求性能の確認方法					項目		要求性能	試験方法	確認方法 試験条件	基準値	鉄材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上	鉄材摩耗試験	回転数 20,000回転	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと				上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)	3	2	3	32	3	2		<table><tr><th colspan="5">表3-2-11 要求性能の確認方法</th></tr><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th><th>試験方法</th><th>確認方法 試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td rowspan="6">鉄材に要求される性能</td><td rowspan="2">母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr><tr><td>強度</td><td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td><td>—</td><td>引張強さ 290N/mm²以上</td></tr><tr><td rowspan="2">耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td><td>塩化物イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間</td><td rowspan="2">メッキ残存量 30g/m²以上</td></tr><tr><td>鉄材摩耗試験</td><td>回転数 20,000回転</td></tr><tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="4">鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと</td></tr><tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td><td colspan="4">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td></tr><tr><td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td><td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td><td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td><td>—</td><td>摩擦係数 0.90以上</td></tr><tr><td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験</td><td>[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転</td><td>摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)</td></tr></table> 【注1】表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-13）を行うものとする。 【注2】メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 鉄材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	表3-2-11 要求性能の確認方法					項目		要求性能	試験方法	確認方法 試験条件	基準値	鉄材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上	鉄材摩耗試験	回転数 20,000回転	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと				上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)	表面保護工法 設計施工基準（案） （土木学会）との整合
表3-2-11 要求性能の確認方法																																																																																																																								
項目		要求性能	試験方法	確認方法 試験条件	基準値																																																																																																																			
鉄材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																																			
		強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																																																																																		
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																																			
		鉄材摩耗試験	回転数 20,000回転																																																																																																																					
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと																																																																																																																					
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																																					
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上																																																																																																																			
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)																																																																																																																			
表3-2-11 要求性能の確認方法																																																																																																																								
項目		要求性能	試験方法	確認方法 試験条件	基準値																																																																																																																			
鉄材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																																			
		強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																																																																																		
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																																			
		鉄材摩耗試験	回転数 20,000回転																																																																																																																					
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 鉄材の品質管理」に基づくこと																																																																																																																					
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																																					
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上																																																																																																																			
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)																																																																																																																			
3	2	4	4	3	1	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	4	3	1	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠																																																																																																								
3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	杭基礎施工便覧に準拠																																																																																																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	JISに準拠
3	2	4	4	15	1	15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	4	15	1	15. 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	語句の統一
3	2	4	4	21	6	(5)	受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。	3	2	4	4	21	6	(5)	受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	5	1	1	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	5	1	1	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	5	12	1	12. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	3	2	4	5	12	1	12. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	杭基礎施工便覧に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由																																					
3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	誤字の修正																																				
3	2	4	5	14	1	14. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	3	2	4	5	14	1	14. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	杭基礎施工便覧に準拠																																				
3	2	4	5	17	1	17. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	3	2	4	5	17	1	17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。	誤字の修正 表現の適正化																																				
3	2	4	6	7	1	7. 鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	1	7. 鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	語句の統一																																				
3	2	5	3	5	1	5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	3	2	5	3	5	1	5. コンクリートブロック工の練積または練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	語句の統一																																				
3	2	6	3	9	3	表3-2-18 上層路盤の品質規格 <table><tr><th>種 別</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr><tr><td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td><td>PI</td><td>舗装調査・試験法便覧 F005</td><td>4以下</td></tr><tr><td>修正CBR（％）</td><td>舗装調査・試験法便覧 E001</td><td>80以上</td></tr><tr><td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td><td>PI</td><td>舗装調査・試験法便覧 F005</td><td>4以下 安定性損失率20%以下</td></tr><tr><td>修正CBR（％）</td><td>舗装調査・試験法便覧 E001</td><td>80以上 [90以上]</td></tr></table>		種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	3	2	6	3	9	3	表3-2-18 上層路盤の品質規格 <table><tr><th>種 別</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr><tr><td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td><td>PI</td><td>舗装調査・試験法便覧 F005</td><td>4以下</td></tr><tr><td>修正CBR（％）</td><td>舗装調査・試験法便覧 E001</td><td>80以上</td></tr><tr><td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td><td>PI</td><td>舗装調査・試験法便覧 F005</td><td>4以下</td></tr><tr><td>修正CBR（％）</td><td>舗装調査・試験法便覧 E001</td><td>80以上 [90以上]</td></tr></table>		種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	舗装再生便覧に準拠
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																	
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																	
	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																	
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下																																																	
	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																	
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																	
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																	
	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																	
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																	
	修正CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																	
3	2	6	18	12	1	12. クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	1	12. クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	道路土工－擁壁工指針に準拠																																				
3	2	6	19	11	1	11. 目地の補修	受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	19	11	1	11. 目地の補修	受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	道路土工－擁壁工指針に準拠																																				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
3	2	6	19	12	1	12. クラック防止シート張りを 行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを 行う場合には、舗装版目地部及びひび われ 部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6	19	12	1	12. クラック防止シート張りを 行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを 行う場合には、舗装版目地部及びひび 割れ 部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。	道路土工－擁壁工指針に準拠
3	2	6	19	14	1	14. 目地補修禁止の状態	受注者は、目地補修において目地及びひび われ 部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	3	2	6	19	14	1	14. 目地補修禁止の状態	受注者は、目地補修において目地及びひび 割れ 部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	道路土工－擁壁工指針に準拠
3	2	7	3	3	1	3. 締固め管理	受注者は、構造物基礎の置換工に 当 たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。	3	2	7	3	3	1	3. 締固め管理	受注者は、構造物基礎の置換工に あ たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。	語句の統一
3	2	10	5	24	1	24. 止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	3	2	10	5	24	1	24. 止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。 側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。	トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠
3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管 又は 必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管 または 必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	語句の統一
3	2	12	2	6	1	6. CO ₂ ガスシールドアーク溶接に用いるCO ₂ ガス	CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された 第3種 を使用するものとする。	3	2	12	2	6	1	6. CO ₂ ガスシールドアーク溶接に用いるCO ₂ ガス	CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された3種を使用するものとする。	誤字の修正
3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映
3	2	12	3	1	5	③	受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5	③	原寸図を作成する場合 、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映
3	2	12	3	1	6	④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3	2	12	3	1	6	④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	鋼道路橋施工便覧に準拠
3	2	12	3	1	60		板厚方向の材片の偏心：t≤50 薄い方の板厚の10%以下	3	2	12	3	1	60		板厚方向の材片の偏心：t≤50 mm 薄い方の板厚の10%以下	表現の適正化
3	2	12	3	1	61		50<t5mm以下	3	2	12	3	1	61		50 mm <t 5mm以下	表現の適正化
3	2	12	3	1	63		裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	3	2	12	3	1	63		裏当 て 金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	道路橋示方書・同解説に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改定理由																																															
3	2	12	3	1	72	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	72	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																
												74	表3-2-52 P_{cm}値と予熱温度の標準 (%) <table><tr><th>鋼材の板厚 (mm) \ 鋼種</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th></tr><tr><th>25以下</th><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td></tr><tr><th>25を超え50以下</th><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.27以下</td><td>0.27以下</td></tr><tr><th>50を超え100以下</th><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.27以下</td><td>0.28以下</td><td>0.28以下</td></tr></table>	鋼材の板厚 (mm) \ 鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.28以下	道路橋示方書・同解説に準拠																								
鋼材の板厚 (mm) \ 鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																									
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																									
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																									
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.28以下																																																									
3	2	12	3	1	90	表3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率 <table><tr><th>部 材</th><th>1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th><th>放射線透過試験 撮影枚数</th><th>超音波探傷試験 検査長さ</th></tr><tr><td>引 張 部 材</td><td>1</td><td>1 枚（端部を含む）</td><td rowspan="7">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>圧 縮 部 材</td><td>5</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td rowspan="2">曲 げ 部 材</td><td>引張フランジ</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td>圧縮フランジ</td><td>5 1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td rowspan="2">腹 板</td><td>応力に直角な方向の継手</td><td>1 枚（引張側）</td></tr><tr><td>応力に平行な方向の継手</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td>鋼 床 版</td><td>1</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr></table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1 枚（端部を含む）	曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）	圧縮フランジ	5 1 枚（端部を含む）	腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）	応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）	鋼 床 版	1	1 枚（端部を含む）	3	2	12	3	1	91	表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率 <table><tr><th>部 材</th><th>1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th><th>放射線透過試験 撮影枚数</th><th>超音波探傷試験 検査長さ</th></tr><tr><td>引 張 部 材</td><td>1</td><td>1 枚（端部を含む）</td><td rowspan="7">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>圧 縮 部 材</td><td>5</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td rowspan="2">曲 げ 部 材</td><td>引張フランジ</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td>圧縮フランジ</td><td>5 1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td rowspan="2">腹 板</td><td>応力に直角な方向の継手</td><td>1 枚（引張側）</td></tr><tr><td>応力に平行な方向の継手</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr><tr><td>鋼 床 版</td><td>1</td><td>1 枚（端部を含む）</td></tr></table> 注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1 継手の全線としている。	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1 枚（端部を含む）	曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）	圧縮フランジ	5 1 枚（端部を含む）	腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）	応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）	鋼 床 版	1	1 枚（端部を含む）	鋼道路橋施工便覧に準拠
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ																																																											
引 張 部 材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする																																																											
圧 縮 部 材	5	1 枚（端部を含む）																																																												
曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）																																																												
	圧縮フランジ	5 1 枚（端部を含む）																																																												
腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）																																																												
	応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）																																																												
鋼 床 版	1	1 枚（端部を含む）																																																												
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ																																																											
引 張 部 材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする																																																											
圧 縮 部 材	5	1 枚（端部を含む）																																																												
曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）																																																												
	圧縮フランジ	5 1 枚（端部を含む）																																																												
腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）																																																												
	応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）																																																												
鋼 床 版	1	1 枚（端部を含む）																																																												
3	2	12	3	1	106	⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、 かど 継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	107	⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、 角 継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																
3	2	12	3	1	111	⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	112	⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																																
3	2	12	3	1	112	内部きずの検査について、放射線透過試験 又は 超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（ 非破壊試験－技術者 の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	113	内部きずの検査について、放射線透過試験 または 超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（ 非破壊試験技術者 の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。	誤字の修正																																																

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）																																																																	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																																								
3	2	12	3	1	119		<table><tr><th colspan="3">表3-2-54 欠陥の補修方法</th></tr><tr><td></td><td>欠 陥 の 種 類</td><td>補 修 方 法</td></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のビット</td><td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table>	表3-2-54 欠陥の補修方法				欠 陥 の 種 類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	3	2	12	3	1	120		<table><tr><th colspan="3">表3-2-55 欠陥の補修方法</th></tr><tr><td></td><td>欠 陥 の 種 類</td><td>補 修 方 法</td></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のビット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table>	表3-2-55 欠陥の補修方法				欠 陥 の 種 類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のビット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	鋼道路橋施工便覧に準拠		
表3-2-54 欠陥の補修方法																																																																								
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法																																																																						
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい																																																																						
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																						
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																						
4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																						
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																																						
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																																						
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																						
表3-2-55 欠陥の補修方法																																																																								
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法																																																																						
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい																																																																						
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																						
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																						
4	溶接ビード表面のビット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																						
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																																						
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																																						
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																						
3	2	12	3	1	127		ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。	3	2	12	3	1	128		ただし、 シミュレーション仮組立 などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。	シミュレーション仮組立検査の採用実績が多い実態を反映																																																								
3	2	12	3	2	14		① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	3	2	12	3	2	14			道路橋示方書・同解説に準拠																																																								
3	2	12	4	1	3		(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ 取り を行わなければならない。	3	2	12	4	1	3		(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ とり を行わなければならない。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																								
3	2	12	11	12	4		(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点 当 たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。	3	2	12	11	12	4		(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点 あ たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。	語句の統一																																																								
3	2	13	3	2	5		(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に に 補強しなければならない。	3	2	13	3	2	5		(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	誤字の修正																																																								
3	2	14	2	8	1	8. 芝串	受注者は張芝の脱落を防止するため、1m2 当 たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8. 芝串	受注者は張芝の脱落を防止するため、1m2 あ たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	語句の統一																																																								
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。	法令等の改正																																																								
3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き しゅろなわ を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き シュロ縄 を用いて動かぬよう結束しなければならない。	道路緑化技術基準に準拠																																																								
3	2	18	2	1	5		(4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m2 当 たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	5		(4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m2 あ たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	語句の統一																																																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）

編

章

節

条

項

項以下

編章節条
(項目見出し)

現行条文

3

2

18

2

1

16

(12)

受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

6

1

7

2

1

7

表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.25以下	JIS K 6773	
硬 さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	
伸 び		%	290以上	JIS K 6773	
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
※耐薬品性	添加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	－30以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	

※ 公的試験機関のみの試験項目

6

1

7

2

1

8

表6-1-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.0以下	JIS K 6773	
硬 さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	
伸 び		%	400以上	JIS K 6773	
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
※耐薬品性	添加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	－30以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	

※ 公的試験機関のみの試験項目

6

4

2

0

0

4

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）

新条文（平成29年版）

編

章

節

条

項

項以下

編章節条
(項目見出し)

新条文

3

2

18

2

1

16

(12)

受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

6

1

7

2

1

7

表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.25以下	JIS K 6773	
硬 さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	
伸 び		%	290以上	JIS K 6773	
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
※耐薬品性	添加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	－30以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※ 公的試験機関のみの試験項目

6

1

7

2

1

8

表6-1-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.0以下	JIS K 6773	
硬 さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	
伸 び		%	400以上	JIS K 6773	
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
※耐薬品性	添加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	－30以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※ 公的試験機関のみの試験項目

6

4

2

0

0

4

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）

改定理由

出来形管理基準の測定項目と整合

JISの改定

JISの改定

基準等の改定

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）							新条文（平成29年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準等の改定
6	5	2	0	5	9		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	6	5	2	0	5	9		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	基準等の改定
6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき書基準の追加
6	5	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき書基準の追加
6	5	8	1	2	1	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき書基準の追加
6	6	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	6	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準等の改定
6	6	2	0	0	5		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	6	6	2	0	0	5		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	基準等の改定
6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）	6	6	2	0	0	6			技術基準の統合による廃止
6	9	2	0	1	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	9	2	0	1	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準等の改定
6	9	2	0	1	5		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	6	9	2	0	1	5		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	基準等の改定
7	1	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	1	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	基準等の改定
7	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	基準等の改定
7	2	5	11	24	1	24.曳航 回航に当たっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	7	2	5	11	24	1	24.曳航、回航に当たっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	表現の適正化 語句の統一
7	2	5	11	27	1	27.回航中の寄港又は避難	受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	7	2	5	11	27	1	27.回航中の寄港または避難	受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	語句の統一
7	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	基準等の改定
								8	1	2	0	0	7		砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	適用すべき諸基準の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）									新条文（平成29年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）									新条文（平成29年版）																				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下						
編章節条 (項目見出し)						現行条文						編章節条 (項目見出し)						新条文						改定理由					
10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、 昭和60年2月 ）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、 平成27年3月 ）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			鋼道路橋施工便覧に準拠									
10	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（ 昭和60年2月 ）			10	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	6	2	0	0	6		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（ 平成18年7月 ）			10	6	2	0	0	6		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（ 平成28年8月 ）			基準等の改定									
10	6	2	0	0	7		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（ 平成18年7月 ）			10	6	2	0	0	7		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（ 平成28年8月 ）			基準等の改定									
10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（ 平成18年7月 ）			10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（ 平成28年8月 ）			基準等の改定									
10	6	4	1	2	1	2.異常時の処置	受注者は、 施工中 、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。			10	6	4	1	2	1	2.異常時の処置	受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。			トンネル標準示方書（山岳工法編）に準拠									
10	6	4	4	3	1	3.ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。			10	6	4	4	3	1	3.ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、 スパナやパイプレンチを用いて ナットで緊結しなければならない。			トンネル標準示方書（山岳工法編）に準拠									
10	6	5	3	3	1	3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。			10	6	5	3	3	1	3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。 なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。			トンネル標準示方書（山岳工法編）に準拠									
10	6	5	3	5	1	5.妻型枠の施工	受注者は、 妻型枠 の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。			10	6	5	3	5	1	5.つま型枠の施工	受注者は、 つま型枠 の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。			トンネル標準示方書（山岳工法編）に準拠									
10	7	2	0	0	11		日本道路協会 杭基礎施工便覧（ 平成19年1月 ）			10	7	2	0	0	11		日本道路協会 杭基礎施工便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	7	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成19年1月 ）			10	7	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（ 昭和60年2月 ）			10	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	8	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧（ 平成19年1月 ）			10	8	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	8	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成19年1月 ）			10	8	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	9	2	0	0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成19年1月 ）			10	9	2	0	0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧（ 平成27年3月 ）			基準等の改定									
10	9	5	6	1	1	1.施工	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。			10	9	5	6	1	1	1.施工	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。			トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠									
10	10	2	0	0	5		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（ 平成16年2月 ）			10	10	2	0	0	5		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（ 平成27年6月 ）			基準等の改定									

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成27年版）								新条文（平成29年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
10	10	6	3	1	1	1. 防水工の接合部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	10	6	3	1	1	1. 防水工の接合部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠
10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成18年7月）	10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）	基準等の改定
10	11	6	5	1	1	1. 防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	11	6	5	1	1	1. 防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠
10	14	2	0	0	7		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（平成5年11月）	10	14	2	0	0	7		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）	基準等の改定
10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	基準等の改定
10	14	17	3	1	1	1. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	1	1	1. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。	表現の適正化（記載順序の変更）
10	14	17	3	1	2		表10-14-2 素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	表現の適正化（記載順序の変更）
10	14	17	3	2	1	2. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	2	2		表10-14-2 素地調整程度と作業内容	表現の適正化（記載順序の変更）
10	14	18	3	2	1	2. 裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	10	14	18	3	2	1	2. 裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	道路トンネル維持管理便覧（本体工編）に準拠
10	14	22	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない	10	14	22	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	誤字の修正
10	16	3	6	3	1	3. 型钢製作		10	16	3	6	3	1	3. 形鋼製作		道路橋示方書・同解説に準拠
10	16	3	6	3	3	(2)	型钢の加工は、工場で行うものとする。	10	16	3	6	3	3	(2)	形鋼の加工は、工場で行うものとする。	道路橋示方書・同解説に準拠